

平成26年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p>平成26年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）の専決処分について</p> <hr/> <p>1 補正予算の内容  衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するための予算措置を次のとおり講じたものである。</p> <p>(1) 歳入予算  総額 68,492,615千円 → 68,563,144千円（70,529千円増）  （内訳）都支出金 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費委託金  0千円 → 70,529千円（70,529千円増）</p> <p>(2) 歳出予算  総額 68,492,615千円 → 68,563,144千円（70,529千円増）  （内訳）総務費 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費  0千円 → 70,529千円（70,529千円増）</p> <p>2 専決処分の日  平成26年11月21日</p>
2	<p>三鷹市いじめ防止対策推進条例（制定）</p> <hr/> <p>1 目的  いじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、三鷹市（以下「市」という。）等の責務を明らかにするとともに、いじめ防止対策を推進するための組織を整備し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進すること等を目的とすることとした。</p>

## 2 基本理念

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならないこと等とした。

## 3 市等の責務

いじめの防止等のために、市、教育委員会、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務を定めることとした。

## 4 三鷹市いじめ防止対策推進基本方針

市は、教育委員会とともにいじめの防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を三鷹市いじめ防止対策推進基本方針（以下「基本方針」という。）として定めることとした。

## 5 三鷹市いじめ問題対策協議会

(1) 教育委員会は、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、三鷹市いじめ問題対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置することとした。

(2) 対策協議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に報告することとした。

ア いじめの防止等のための対策の推進に関する事項

イ 学校において、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における同項に規定する組織として実施する同項に規定する調査に関する事項

ウ その他いじめの防止等に関し必要な事項

(3) 対策協議会は、委員15人以内をもって組織することとした。

(4) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないこと等とした。

(5) その他対策協議会の構成等について定めるとともに、対策協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。

## 6 三鷹市いじめ問題調査委員会

(1) 市長は、法第30条第1項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処等のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、三鷹市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができることとした。

- (2) 調査委員会は、市長の諮問に応じ、教育委員会又は学校が行った調査の結果について、再調査を行うこととした。
- (3) 調査委員会は、委員5人以内をもって組織することとした。
- (4) その他調査委員会の構成等について定めるとともに、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定めることとした。

7 その他委任等について定めることとした。

8 施行期日等

(1) 施行期日

平成27年1月1日

(2) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正新たに設置される対策協議会及び調査委員会の委員に関し、次のとおり報酬日額を定めることとした。

職 名	報酬日額
いじめ問題対策協議会委員	10,000円
いじめ問題調査委員会委員	10,000円

**3 三鷹市個人情報保護条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の制定に伴い、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に関する規定を整備することとした。

1 委員会の調査審議事項の追加

委員会の調査審議事項に、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に規定する特定個人情報保護評価に関することを加えることとした。

2 委員構成の見直し

個人情報保護委員会の委員構成について、委員の総数を15人から18人以内とするとともに、学識経験者の委員数を5人から8人以内とすることとした。

3 委員会に、1に掲げる事項を審議するための部会を置き、学識経験者の委員のうちから市長が指名する委員3人以上をもって構成することとした。

	<p>4 その他規定を整備することとした。</p> <p>5 施行期日 規則で定める日</p>
4	<p><b>三鷹市常勤の特別職職員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成 26 年度支給率</p> <p>12月期 100分の205 → 100分の230</p> <p>6月期 100分の190 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の395 → 100分の420</p> <p>(2) 平成 27 年度以降支給率</p> <p>6月期 100分の190 → 100分の202.5</p> <p>12月期 100分の205 → 100分の217.5</p> <p>※年間支給率 100分の395 → 100分の420</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日。適用は、平成 26 年 12 月 1 日</p>
5	<p><b>三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 期末手当の支給率の改定</p> <p>(1) 平成 26 年度支給率</p> <p>12月期 100分の205 → 100分の230</p> <p>6月期 100分の190 (支給済)</p> <p>※年間支給率 100分の395 → 100分の420</p> <p>(2) 平成 27 年度以降支給率</p> <p>6月期 100分の190 → 100分の202.5</p> <p>12月期 100分の205 → 100分の217.5</p> <p>※年間支給率 100分の395 → 100分の420</p>

	<p>2 施行期日 公布の日。適用は、平成 26 年 12 月 1 日</p>
<p>6</p>	<p><b>三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 平成26年度給与改定  (1) 給料表の改定  東京都に準じ、例月給の改定 (0.13%) を行うため、給料表を改め、給料月額を平均0.14%引き上げるとともに、行政職給料表(1)における中級及び初級の初任給を引き上げることとした。  (2) 勤勉手当の支給率の改定  勤勉手当 100分の67.5 → 100分の80  ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の395 → 100分の420</p> <p>2 施行期日等  (1) 公布の日。適用は、1 (1)については平成26年 4 月 1 日、2 (2)については同年12月 1 日  (2) 勤勉手当の特例  平成26年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の勤勉手当の支給率を100分の92.5とすることとした。</p>
<p>7</p>	<p><b>三鷹市市税条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 都市計画税の税率の特例  都市計画税の税率100分の0.3を平成27年度分は100分の0.225とすることとした。</p> <p>2 施行期日  平成27年 4 月 1 日</p>

<p>8</p>	<p><b>子ども・子育て支援法等に基づく事業の運営及び設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担  特定教育・保育施設（特定保育所を除く。）及び特定地域型保育事業者は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の規定により市が定める額の支払を当該施設等の利用者から受けることとした。</p> <p>2 特定保育所に係る利用者負担  市長は、特定保育所の利用者から、法の規定により市が定める額を徴収することとした。</p> <p>3 委任  1及び2の市が定める額は、政令で定める額を限度として規則で定めることとした。</p> <p>4 減免  市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担の額を減額し、又は免除することができることとした。</p> <p>5 その他規定を整備することとした。</p> <p>6 施行期日  子ども・子育て支援法の施行の日</p>						
<p>9</p>	<p><b>三鷹市立保育園設置条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 市立保育園の廃止  児童福祉法の一部改正による一部保育園の公私連携型保育所への移行に伴い、次のとおり市立保育園を廃止することとした。</p> <table border="1" data-bbox="421 1619 1353 1767"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市立西野保育園</td> <td>三鷹市深大寺三丁目3番10号</td> </tr> <tr> <td>三鷹市立三鷹駅前保育園</td> <td>三鷹市下連雀三丁目30番12号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日  子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>	名 称	所在地	三鷹市立西野保育園	三鷹市深大寺三丁目3番10号	三鷹市立三鷹駅前保育園	三鷹市下連雀三丁目30番12号
名 称	所在地						
三鷹市立西野保育園	三鷹市深大寺三丁目3番10号						
三鷹市立三鷹駅前保育園	三鷹市下連雀三丁目30番12号						

10	<p data-bbox="359 280 1002 315"><b>三鷹市立ちどりこども園条例を廃止する条例</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 427 1364 607">1 条例の廃止 児童福祉法の一部改正による三鷹市立ちどりこども園の公私連携型保育所への移行に伴い、三鷹市立ちどりこども園条例を廃止することとした。</p> <p data-bbox="363 618 1364 797">2 施行期日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日</p>
11	<p data-bbox="359 952 938 987"><b>三鷹市営住宅条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 1099 1364 1368">1 法律の一部改正に伴う規定の整備 (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、同法の題名改正が行われたことにより、条例中の引用法律名を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改めること等とした。 (2) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正に伴い、同法の第 117 条が削除されたことにより、同条を根拠とする規定を削除することとした。</p> <p data-bbox="363 1379 1364 1603">2 施行期日 1 (1)は公布の日、1 (2)は平成 26 年 12 月 24 日</p>
12	<p data-bbox="359 1736 1364 1816"><b>三鷹市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 1895 778 1930">1 地区整備計画区域の追加</p>

	<table border="1" data-bbox="400 286 1321 495"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 286 810 349">名 称</th> <th data-bbox="810 286 1321 349">区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 349 810 495">三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="810 349 1321 495">三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 501 1364 875"> 2 建築物の用途の制限  地区整備計画区域内の建築物に、用途の制限を設けることとした。  3 壁面の位置の制限  市道第41号線に面する建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、原則として5 m以上でなければならないこととした。  4 施行期日  公布の日 </p>	名 称	区 域	三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域	三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
名 称	区 域				
三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域	三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
13	<p data-bbox="363 999 1364 1081"><b>三鷹市地区計画の区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 1162 778 1196">1 地区整備計画区域の追加</p> <table border="1" data-bbox="400 1202 1359 1364"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 1202 876 1265">地区整備計画区域</th> <th data-bbox="876 1202 1359 1265">緑化率指定区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 1265 876 1364">三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="876 1265 1359 1364">B地区</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="363 1370 1257 1552"> 2 建築物の緑化率の最低限度  建築物の緑化率の最低限度を10分の1.5とすることとした。  3 施行期日  公布の日 </p>	地区整備計画区域	緑化率指定区域	三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域	B地区
地区整備計画区域	緑化率指定区域				
三鷹都市計画下連雀五丁目第二地区地区整備計画区域	B地区				
14	<p data-bbox="363 1686 938 1720"><b>三鷹市消防団条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p data-bbox="363 1832 1364 1955"> 1 消防団員の任用要件の見直し  消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行に伴い、消防団員の任用要件について、次のとおり見直すこととした。 </p>				



	<p>(1) 居住要件</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 250px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">三鷹市に居住する者</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 250px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">三鷹市内に居住し、勤務し、又は在学する者。ただし、団長が認めた者は、この限りでない。</div> </div> <p>(2) 年齢要件</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 250px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">年齢満 18 歳以上 50 歳未満の者</div> <div style="margin: 0 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 250px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">年齢満 18 歳以上 55 歳未満の者</div> </div> <p>2 施行期日 平成 27 年 4 月 1 日</p>
15	<p><b>東京都市公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増減及び東京都市公平委員会共同設置規約の変更について</b></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>1 東京都市公平委員会の共同設置団体の数の増減等 東京都市公平委員会の共同設置団体から昭和病院組合が脱退し、新たに武蔵野市が加入することに伴い、規約を変更することとした。</p> <p>2 その他規定を整備することとした。</p> <p>3 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 東京都知事へ届出の日。ただし、昭和病院組合の脱退に伴う規約の変更については平成26年8月1日から適用し、武蔵野市の加入に伴う規約の変更については平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(2) その他経過措置を設けることとした。</p>
16	<p><b>三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について</b></p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>三鷹市四小学童保育所及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者を次のとおり指定することとした。</p>

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>指定管理者</th> <th>指定の期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三鷹市四小学童保育所 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号</td> <td rowspan="2">愛知県名古屋 市東区葵三丁 目 15 番 31 号 株式会社 日本 保育サービス</td> <td rowspan="2">平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 まで</td> </tr> <tr> <td>三鷹市むらさき子どもひろば 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号</td> </tr> </tbody> </table>			施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市四小学童保育所 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号	愛知県名古屋 市東区葵三丁 目 15 番 31 号 株式会社 日本 保育サービス	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 まで	三鷹市むらさき子どもひろば 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号
	施 設	指定管理者	指定の期間							
	三鷹市四小学童保育所 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号	愛知県名古屋 市東区葵三丁 目 15 番 31 号 株式会社 日本 保育サービス	平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 まで							
三鷹市むらさき子どもひろば 三鷹市下連雀一丁目 25 番 2 号										
17	平成26年度三鷹市一般会計補正予算（第4号）									
18	平成 26 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）									